

## 札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案）

札幌市円山動物園（令和4年 月 日暫定）

## 1 背景及び目的

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向があった。

世界動物園水族館協会（WAZA）が2015年に示した「野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略」には、「適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。」と記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある。

このため、安楽死処置の実施と、その際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとする。

## 2 安楽死処置の検討発議基準

札幌市円山動物園動物福祉規程（以下「動物福祉規程」という。）第6条の規定に該当した場合、安楽死処置の実施を検討する。

## 3 安楽死処置検討から決定までの手順

## (1) 動物福祉規程第6条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 対象動物を所管する担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、検討会議を実施する。検討会議の内容は、別紙1「安楽死処置検討会議記録」に記録する。

イ 前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高いと判断した場合は、市民動物園会議動物福祉部会（以下「動物福祉部会」という。）に実施の可否について意見聴取を行う。

ウ 動物福祉部会において、2/3の賛成により、安楽死処置の実施が妥当と判断された場合、その実施について円山動物園園長が決定する。

## (2) 動物福祉規程第6条第1項第5号及び第6号に該当する場合

前号のアに準じて、安楽死処置の必要性を判断する。緊急性が高いため、動物福祉部会への意見聴取を省略し、安楽死処置を実施出来るものとする。この場合は、実施結果を福祉部会へ報告する。

## (3) 動物福祉規程第6条第1項第7号に該当する場合

石狩振興局と協議後に、動物福祉部会への意見聴取を実施せずに安楽死処置を実施することが出来る。

## 4 安楽死処置の実施方法

動物診療担当係獣医師が可能な限り対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻

酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認したうえで、塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する。処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認する。

#### 5 死体の処理方法

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理する。必要な場合は、標本化する。

#### 6 広報について

動物福祉規程第6条第1項第1号から第6号の理由により安楽死処置を実施した場合は、事後に当園ホームページで広報を行う。